

静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画（第2期）の策定

(静岡県障害福祉課)

1 概要

令和3年3月に策定した「静岡県ギャンブル等依存症対策推進計画」について、令和5年度末に計画期間終了を迎えることから、静岡県ギャンブル等依存症対策連絡協議会において令和6年度以降の取組を検討し、第2期計画を策定する。

2 計画の概要

<p>根拠法令</p>	<p>○ギャンブル等依存症基本法第13条第1項（計画の策定根拠） 都道府県は、ギャンブル等依存症対策推進基本計画を基本とするとともに、当該都道府県の実情に即したギャンブル等依存症対策の推進に関する計画（以下この条において「都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画」という。）を策定するよう努めなければならない。</p> <p>○同法第13条第3項（計画の改定根拠） 都道府県は、当該都道府県におけるギャンブル等依存症に関する状況の変化を勘案し、並びに第二十三条に規定する調査の結果及び当該都道府県におけるギャンブル等依存症対策の効果に関する評価を踏まえ、少なくとも三年ごとに、都道府県ギャンブル等依存症対策推進計画に検討を加え、必要があると認めるときには、これを変更するよう努めなければならない。</p>
<p>計画期間</p>	<p>令和6年度から令和8年度までの3年間（予定）</p>
<p>計画の基本理念 (現行計画)</p>	<ul style="list-style-type: none"> ギャンブル等依存症の発症、進行及び再発の各段階に応じた予防対策を適切に実施するとともに、ギャンブル等依存症である者やその家族が日常生活及び社会生活を円滑に営むことができるよう支援することで、誰もが健康で安心して暮らすことのできる共生社会の実現を目指します。 ギャンブル等依存症が、多重債務、貧困、虐待、自殺、犯罪等の問題に密接に関連することに鑑み、これらの問題に関する施策との有機的な連携を図ります。 医療提供体制の整備や相談支援において相互活用を図るなど、アルコール、薬物等に対する依存に関する施策との有機的な連携を図ります。

3 次期計画の策定スケジュール（案）

年 月	策 定 経 過	内 容
～ 令和5年7月		計画案の策定
令和5年8～9月	第1回ギャンブル等依存症対策連絡協議会	計画案の審議
令和5年9～10月	静岡県依存症対策連絡協議会	計画案の審議
令和5年12月～令和6年1月	パブリックコメント	
令和6年2月	第2回ギャンブル等依存症対策連絡協議会	最終案の審議、決定
令和6年3月	計画の策定、公表	